

公益信託丸茂救急医学研究振興基金第三十七期決算公告

一、事業概要
わが国の救急医学の進歩・発展と救急医療の普及に貢献するための一助として、救急医学に関する研究を行う個人・団体八件に対し、合計三百万円の助成金を交付した。

二、財産目録
令和八年三月三十一日現在
資産合計 八四、七四四、五八四円
負債合計 〇円

正味信託財産 八四、七四四、五八四円
令和八年八月五日

大阪府中央区備後町二丁目二番一五号
公益信託丸茂救急医学研究振興基金
受託者 株式会社そな銀行

公益信託みなとみらい21まちづくりトラスト第九期決算公告

一、事業概要
みなとみらい21地区において創意工夫による自発的なまちづくりの活動を行う団体または法人五件に対して合計一億八千四百九万五千四百六十六円を助成した。

二、財産目録
令和八年三月三十一日現在
資産合計 六〇四、〇二二、一三五円
負債合計 〇円

正味信託財産 六〇四、〇二二、一三五円
令和八年八月五日

大阪府中央区備後町二丁目二番一五号
公益信託みなとみらい21まちづくりトラスト
受託者 株式会社そな銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍秋田県由利本荘市小人町二九番地四、最後の住所秋田県秋田市泉中央五丁目二三番二一号ドミナス泉中央A一〇五

被相続人 亡 佐々木龍介
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日

秋田県秋田市山王七丁目七番一五号弁護士法人廣嶋法律事務所
相続財産清算人 弁護士 柴田 隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍埼玉県入間市黒須一丁目二番、最後の住所埼玉県日高市大字森戸新田九九番地一

医療法人積仁会介護医療院あさひヶ丘
被相続人 亡 草野喜代子

被相続人 亡 草野喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
埼玉県川越市元町一丁目九番一丸川越元町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大塩 慧

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍千葉県千葉市緑区越智町七〇五番地五三

五、最後の住所千葉県緑区あすみが丘二丁目二七番地一 ひまわりの郷
被相続人 亡 佐藤 初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
事務所千葉県市中央区中央三丁目八番八号中央CIB七階 かんま法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中間 陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都杉並区久我山五丁目一六番、最後の住所東京都杉並区久我山五丁目一六番六号

被相続人 亡 酒井 妙子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月五日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
東京都千代田区区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階 潮見坂総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅田登志雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍三重県伊賀市市部一三五番地、最後の住所東京都大田区中馬込一丁目六番一五号ガリシア上池台一〇一 被相続人 亡 宮本 雅治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月五日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
東京都新宿区新宿一丁目一四番三三三号ラタンビル四階 法律事務所 穂
相続財産清算人 弁護士 五十嵐康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍山梨県甲州市塩山上井尻一三三番地、最後の住所東京都練馬区関町東一丁目一番五号ファミニユー石神井二一六

被相続人 亡 小宮山静子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三三号興和日本橋ビル二階倉持法律事務所
相続財産清算人 弁護士 倉持 政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都荒川区西日暮里二丁目五九四番地、最後の住所東京都江東区北砂五丁目二〇番一〇一七号 被相続人 亡 松谷 豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
東京都千代田区麹町三丁目三番八号麹町セントリープレイス二階 鈴木総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜須賀野市船越町四丁目五二番地、最後の住所神奈川県横浜須賀野市船越町四丁目五二番地 被相続人 亡 太田 節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
神奈川県横浜須賀野市日の出町一丁目四番一二号中央ハイツ一〇一 被相続人 亡 中川 広夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜須賀野市御成町七番、最後の住所横浜市内南区白妙町五丁目六五番地阪東橋パークテラス八〇三三番 被相続人 亡 西本 尚央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
神奈川県横浜須賀野市日の出町一丁目四番一二号中央ハイツ一〇一 被相続人 亡 中川 広夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜須賀野市御成町七番、最後の住所横浜市内南区白妙町五丁目六五番地阪東橋パークテラス八〇三三番 被相続人 亡 西本 尚央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
神奈川県横浜須賀野市日の出町一丁目四番一二号中央ハイツ一〇一 被相続人 亡 中川 広夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜須賀野市御成町七番、最後の住所横浜市内南区白妙町五丁目六五番地阪東橋パークテラス八〇三三番 被相続人 亡 西本 尚央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
神奈川県横浜須賀野市日の出町一丁目四番一二号中央ハイツ一〇一 被相続人 亡 中川 広夢

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜須賀野市御成町七番、最後の住所横浜市内南区白妙町五丁目六五番地阪東橋パークテラス八〇三三番 被相続人 亡 西本 尚央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
神奈川県横浜須賀野市日の出町一丁目四番一二号中央ハイツ一〇一 被相続人 亡 中川 広夢

令和八年八月五日
神奈川県横浜須賀野市港北区新横浜三一八一五アイズビル七階
相続財産清算人 弁護士 峯崎 雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横浜須賀野市港南区日野七丁目一〇八七番地、最後の住所神奈川県横浜須賀野市港南区日野七丁目七番一五号 被相続人 亡 高橋 三恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階
相続財産清算人 弁護士 桑原 康孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県見附市嶺崎一丁目一―二番地四、最後の住所新潟県見附市新町一丁目五番一七号 被相続人 亡 倉茂 一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
新潟県新潟市東区長浜町六番三三三号 横事務所新潟県柏崎市
相続財産清算人 弁護士 横田 大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県見附市嶺崎一丁目一―二番地四、最後の住所新潟県見附市新町一丁目五番一七号 被相続人 亡 倉茂 一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
新潟県新潟市東区長浜町六番三三三号 横事務所新潟県柏崎市
相続財産清算人 弁護士 横田 大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県見附市嶺崎一丁目一―二番地四、最後の住所新潟県見附市新町一丁目五番一七号 被相続人 亡 倉茂 一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
新潟県新潟市東区長浜町六番三三三号 横事務所新潟県柏崎市
相続財産清算人 弁護士 横田 大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県見附市嶺崎一丁目一―二番地四、最後の住所新潟県見附市新町一丁目五番一七号 被相続人 亡 倉茂 一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
新潟県新潟市東区長浜町六番三三三号 横事務所新潟県柏崎市
相続財産清算人 弁護士 横田 大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県見附市嶺崎一丁目一―二番地四、最後の住所新潟県見附市新町一丁目五番一七号 被相続人 亡 倉茂 一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月五日
新潟県新潟市東区長浜町六番三三三号 横事務所新潟県柏崎市
相続財産清算人 弁護士 横田 大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県見附市嶺崎一丁目一―二番地四、最後の住所新潟県見附市新町一丁目五番一七号 被相続人 亡 倉茂 一郎

第4期決算公告				
令和8年8月5日 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 東京倶楽部ビルディング11階 BROMPTON JAPAN株式会社 代表取締役 ウィリアム・デイス・パトラー・アダマス 貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)				
科	目		金額(千円)	
	流動資産	固定資産	負債	純資産
資産部	流動資産	683,953	683,953	
	固定資産	65,207	65,207	
	合計	749,160	749,160	
負債及び純資産部	流動負債	675,663	675,663	
	固定負債	73,497	73,497	
	合計	749,160	749,160	
	流動資産	683,953	683,953	
	固定資産	65,207	65,207	
	流動負債	675,663	675,663	
	固定負債	73,497	73,497	
	純資産	749,160	749,160	
	流動資産	683,953	683,953	
	固定資産	65,207	65,207	
	流動負債	675,663	675,663	
	固定負債	73,497	73,497	
	純資産	749,160	749,160	